

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年3月2日 00時07分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港鶴崎地区 大分港鶴崎東防波堤灯台から真方位159° 1.4海里付近 (概位 北緯33° 15.5′ 東経131° 41.4′)
事故の概要	作業船ストークは、着岸操船中、係留中の油タンカー第3こうのとりに衝突した。
事故調査の経過	令和3年3月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第3こうのとり、100トン 136815、鶴崎海陸運輸株式会社 B 作業船 ストーク、80トン 143429、ENEOS株式会社
乗組員等に関する情報	B 船長B、五級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷及び破口 B 右舷船尾部外板に擦過傷及び凹損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.3m 大分県中部には、2月25日15時32分に波浪注意報、3月1日09時57分に強風注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	A船は、左舷錨を投下して錨鎖を約3節船首方に伸出して船首を東方に向けて船尾着けとし、無人の状態に係留中、B船が衝突した。 B船は、2基2軸船で、船長Bほか1人が乗り組み、船首を西方に向けてA船に右舷着けで接舷中、船長Bが、風が強くなってきたので圧流されてA船に衝突する危険を感じ、A船から離れて南側の岸壁に着岸し直すこととした。 船長Bは、A船の東方約10mの場所まで後進させた際、左転してA船の船首方を通過できると判断し、左回頭して前進させたところ、左前方からの強まった南風に圧流され、A船の左舷錨鎖に接近していることに気付き、後進としたものの、B船の右舷プロペラがA船の錨鎖を巻き込んだ。 B船は、A船の錨鎖を巻き込んだ後、強まった南風に圧流されてA船の船首部と接近する状況となり、船長Bが左舷主機を前進としたものの、B船の右舷船尾部がA船の船首部に衝突した。

	<p>船長Bは、本事故当時、A船の錨鎖の伸出方向は確認していたが、同錨鎖の正確な伸出量は把握していなかったため、強まった南風による圧流を考慮し、A船から十分離して左回頭すべきであったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、船尾着けで係留中、B船と衝突したものと推定される。</p> <p>B船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、船長Bが、接舷中のA船から離れて南側の岸壁に着岸しようとした際、A船の錨鎖の正確な伸出量を知らずにA船の船首至近で左回頭したことから、左前方からの強まった南風に圧流されてA船の錨鎖をプロペラに巻き込んだ後、さらに強まった南風に圧流されてA船の船首部と接近する状況となり、船長Bが左舷主機を前進としたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、B船が接舷中のA船から離れて南側の岸壁に着岸しようとした際、船長Bが、A船の錨鎖の正確な伸出量を知らずにA船の船首至近で左回頭したため、左前方からの強まった南風に圧流されてA船の錨鎖をプロペラに巻き込んだ後、係留中のA船と衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に他の船舶の錨鎖の伸出方向及び伸出量を確認して風による圧流を考慮し、他の船舶と十分な距離を隔てて離着岸の操船を行うこと。